平成２３年（フ）第２９７２号
名古屋市中川区かの里１丁目1401番地　ファミール清水Ｃ１―203号
債務者　中村　清美
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第８０４８号
大阪市大正区千島３丁目１番６号　山口ビル301号、事業所所在地大阪市大正区千島３丁目３番６号
債務者　あーちゃんこと　上間貴美子（旧姓兼次）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８５２８号
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ８―509号
債務者　桝田るみ子（旧姓法華）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７２号
大阪市西成区天下茶屋３丁目26番19号　今津マンション４Ｆ３号
債務者　島村組こと　島村　一男
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８６７９号
大阪市中央区島之内２丁目４―13　メゾン・デ・ノムラ島之内605、住民票上の住所京都市伏見区向島中島町104番地11
債務者　山田めぐみ
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７４６号
大阪府豊中市待兼山町33番26―501号
債務者　竹中かおり（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８７７８号
大阪市平野区加美東５丁目11番６号
債務者　西森　　剛
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第８８２４号
大阪市住吉区苅田９丁目９番１号　シャトル苅田Ａ棟401号
債務者　下嶋智恵美
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１４５号
大阪市中央区内久宝寺町４丁目１番14―303号
債務者　吉川公仁江（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１９６号
大阪府八尾市黒谷２丁目246番地の１
債務者　三浦　英樹
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０７号
大阪府四條畷市北出町30番９号　サンリットゼファー201
債務者　川本　隆彰
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２２１号
大阪府茨木市南安威２丁目９番23―503号
債務者　吉岡　敏一
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２３３号
大阪市平野区瓜破１丁目12番25号、前住所大阪府東大阪市日下町７丁目２番23号
債務者　小野　朋彦（旧姓阪口）
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２５７号
大阪府八尾市中田３丁目28番地の１　ニュータウン中田205号
債務者　廣田　武夫
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２６３号
大阪市西区本田２丁目２番８―1101号
債務者　三坂　元康
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７７号
大阪市此花区春日出南２丁目２番18―802号
債務者　橘　　耕治
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第３７９号
大阪市北区浮田１丁目１番20号　ハイツ浮田305号室
債務者　平山　和利
1　決定年月日時　平成24年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月23日まで
大阪地方裁判所第６民事部